

LSA 特許等取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以後 LSA と略記）の活動において研究会参加者が行った発明等の取扱いについて定め、その発明者等としての権利を補償し、研究意欲の向上を図ると共に、研究会参加者並びに会員メリットの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権の対象となるものについては発明
 - ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
 - ハ 意匠権の対象となるものについては意匠の創作
- (2) 「発明者等」とは、発明者、考案者、意匠の創作者をいう。
- (3) 「特許等」とは、特許、登録実用新案、登録意匠の総称をいう。
- (4) 「特許権等」とは、特許法（法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（法律第125号）に規定する意匠権に関する権利をいう。
- (5) 「出願等」とは、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願等に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。
- (6) 発明等について「実施」とは、特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項、意匠法第2条第3項に定める行為をいう。
- (7) 「職務発明」とは、特許法35条1項に定める発明をいい、特に LSCS 研参加者が企業に所属している場合に所属側の職務発明をいう。
- (8) 「自由発明」とは、職務発明以外の発明をいう。
- (9) 「LSA 参加者」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ LSA の理事、理事長、副理事長、最高顧問、顧問、監事、事務局長、事務局次長
 - ロ 委員会参加者、研究グループ参加者、研究ワーキング参加者、タスクホース参加者
 - ハ エコスペシャリストネットワーク登録者
 - ニ 上記イロハ以外の個人会員、事務局担当者
- (10) 「会員」とは LSA 団体会員をいい、「個人会員」とは LSA 個人会員をいう。
- (11) 「権利者」とは特許を受ける権利を有する者又は団体をいう。

(発明等の区分)

第3条 発明等の区分は以下の2種類とする。

1 LSA 単独出願発明等

本研究会の活動中に単独で生じた発明等で、LSA 単独で出願する発明等を示す。

この出願を行う場合は、出願に先立ち、発明者等が企業等に所属している時は、所属団体に所属団体の職務発明に当たらない旨（自由発明である事）を書面で確認する。この後でなければ出願作業を行ってはならない。

発明者等が複数存在し、所属団体が複数存在する場合は、全団体に対して確認を行う。団体毎に見解が異なり、協議が必要な場合は、協議を行い、全団体の承認を取る。この作業は発明者が責任を持って行う。

2 共同出願発明等

主に LSA の活動中に生じた発明等で、共同研究先あるいは発明者の所属団体等と共同出願する発明等。

これには、共同研究中に生じた発明等や、上記 1 の発明等であっても、発明者の所属団体に一部権利を有する場合（職務発明の権利を有する場合）の発明等である。

（発明等の報告）

第 4 条 LSA の研究活動等で、発明等を行った LSA 参加者は、所定の「特許等報告書」に必要事項を記載すると共に、必要書類を添付して事務局に提出する。

- 2 提出を受けた事務局は、記載洩れ、必要書類の添付洩れのみを確認し、遅滞なく理事会に提出する。
- 3 発明者等は、必要に応じて当該特許等が審議される理事会に出席し、発明等の内容を説明する。

（LSA で成した発明等の出願）

第 5 条 LSA の研究活動等で成した発明等について LSA は特許等の受ける権利を承継し、出願する。

- 2 LSA の研究活動等で成した発明等について LSA（理事会）の了解無く、個人又は団体が特許等の出願をしてはならない。この確認は書面により行う。

ただし、第 6 条の規定により当該発明等の権利を LSA が承継しない旨の判断がなされた場合はこの限りではない。

（発明の評価）

第 6 条 第 4 条の規定に従い、LSA 参加者から発明等の報告があった場合は、理事会に諮り、権利を承継するかどうかの判断を行う。

- 2 理事会は、報告があった発明等が LSA として権利を承継することに対して有効性を有するか否か等を考慮し、判断する。
- 3 上記結果は書面により報告をした発明者等と権利者に遅滞なく連絡する。

（発明等の譲り受けに対する補償）

第 7 条 発明等が登録された場合は、発明者等に発明等 1 件につき 10,000 円を補償金として支払う。

発明者等が複数の場合、貢献度に応じて分配する。割り切れない場合は百円単位で切り上げとする。（例えば、発明者等が 3 名でそれぞれの貢献度が 1/3 の時、各発明者等の補償金は 3,400 円となる。）

- 2 共同出願発明等の場合も同様とするが、共同出願先で発明者等に補償金等の支払いがある時は、LSA は 1 項の規程に対して不足する金額を支払う。

（出願等の手続き）

第8条 特許等の出願手続きは、総務委員会が主体となつて行う。

- 2 共同出願発明等の場合は、共同出願先（代表団体）が出願手続きを主体的に行い、LSA（運営委員会）はそれを補佐する。

（共同出願発明等の場合の権利分担、維持管理費の分担）

第9条 共同出願発明等の場合の権利持分割合並びに出願費用及び維持管理費用の負担割合は、出願時に、共同出願先と別途協議し定める。

- 2 前項の出願費用及び維持管理費用の負担割合に基づく費用は、出願手続きをした共同出願先（代表団体）からの請求を待つて支払う。

（実施時の報償金）

第10条 特許等を実施して特許等の実施料がLSAに入金された場合は、その年度毎の入金額の5%を発明者等に報償金として年度毎に支払う。

- 2 発明者が複数の場合は、前項の報償金の額を発明の貢献度に応じて配分し、支給する。支給額は1,000円単位とし、端数切捨てとする。
ただし、発明の貢献度に応じた配分は、特段の定めがない限り、特許等報告書記載の貢献度とする。

（共同出願発明等の場合の特許等実施時の実施料の支払方法等）

第11条 特許等実施した時の実施料及び支払方法は別途協議により定める。

（会員の特許等の使用料）

第12条 会員の特許等の使用料を以下のとおり定める。

- (1) 発明者等と同じ研究分科会等に所属していた参加者及び参加者の所属会員は、無料とする。
ただし、共同出願発明等の場合は特段の定めがない限り、LSAの持分相当のみ無料とする。

研究分科会等とは、LSAの最小活動単位をいい、研究評価委員会の場合は分科会を、研究評価委員会以外は委員会をいい、参加者の特定は特許等の報告時に添付する名簿により行う。

- (2) 上記(1)以外のLSA参加者又は会員が特許等を使用する場合は、第13条で定める使用料の30%とする。

ただし、共同出願発明等の場合は特段の定めがない限り、LSCS研の持分相当のみ第13条で定める使用料の30%とする。

（会員以外の特許等の使用料）

第13条 その都度協議し、市場動向等を考慮した一般的な使用料を決定する。

- 2 LSA側の協議者は発明者と事務局・総務委員会、共同出願発明等の場合は共同出願人とする。

（譲渡・承継）

第14条 権利の譲渡並びに継続等、特許等の権利にかかわる判断は理事会の審議を経て行う。

（発明者の退会後の取扱）

第15条 発明者等がLSAを退会した場合も、LSA参加者と同様の取扱いとする。
ただし、本人の不注意によりLSA事務局にて発明者等の連絡先がわからなくなった場合は、この限りではない。

(LSA解散時の取扱い)

第16条 LSA解散時の取扱いは以下の通りとする。

共同出願発明等の場合は共同出願人に、LSA単独発明等の場合は、発明者等に権利を無償譲渡する。

ただし、個別に協議して決定することができる。

(賞罰)

第17条 特許等に著しい功績が認められた会員あるいはLSA参加者には表彰等の褒賞を与えることができる。

2 本規程に反した行為を行った会員あるいは個人会員あるいはLSA参加者は、除名等の罰則を与えることができる。

3 賞罰の内容は理事会で審議し、総会に諮り決定する。

(本規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、運営委員会が起案し理事会の議決による。